

群馬県県有施設共通パスポートの 有効期限の延長について

令和3年6月

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、群馬県県有施設共通パスポートの対象となる一部施設において閉館しております。

これを受けて、対象施設の閉館相当期間について、共通パスポートの有効期限を以下のとおり延長いたします。

1 対象となる共通パスポート及び延長期間

対象となる共通パスポートの有効期限	延長期間
令和3年1月15日から令和3年4月12日 までの日付のもの	5か月
令和3年5月25日から令和4年5月14日 までの日付のもの	1か月

※各月の同日付を有効期限とし、平常の休館日は考慮しませんので御注意ください。

2 手続き

入館される窓口で、共通パスポートを提示してください。
職員が有効期限を確認させていただきます。

3 その他

共通パスポートを廃棄したなどの理由で窓口で提示できない場合は、御入館できません。

共通パスポート代は払い戻しはできませんので御了承ください。